平成２４年（フ）第２６９号
長野県大町市常盤3515番地22
債務者　佐藤　糸治
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２７２号
長野県安曇野市豊科高家1509番地
債務者　竹内　初利
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２４１６号
名古屋市瑞穂区妙音通４丁目29番地　グラン・ディア新瑞504号
債務者　南薗　明子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８８号
愛知県稲沢市平和町丸渕下４番地20
債務者　佐藤　友美（旧姓平下）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４１０号
愛知県一宮市北園通２丁目10番地
債務者　日置　高司
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４２４号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字牛洗44番地１　レオパレス本神戸111号
債務者　渕上　美樹
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４号
愛知県犬山市字東北野94番地１　２棟302
債務者　林　能弘
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３４号
鳥取県鳥取市滝山85番地１
債務者　河口　哲夫
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３２号
香川県高松市木太町3092番地23　レクシス木太町203号
債務者　井上　善治
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１０３８号
福岡県朝倉市一木32番地１
債務者　中西　信利
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０４０号
福岡県朝倉市一木32番地１
債務者　中西　京子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０４１号
福岡県朝倉市一木32番地１
債務者　中西　光平
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７９７号
福岡市城南区東油山１丁目13番33―108号
債務者　古賀　則子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８５３号
福岡県宗像市日の里５丁目１番４棟201号
債務者　岡野佳代子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８７４号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目10番６号エスポワール103号
債務者　高塚　悟
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８８５号
福岡市城南区別府７丁目３番14号
債務者　三谷　亜希
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９４８号
福岡市中央区唐人町３丁目11番９―207号
債務者　川添　通
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９６８号
福岡市東区香椎台３丁目22番４号
債務者　尼崎　潤
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部